

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	秋田県
3. 市区町村名	由利本荘市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.yurihonjo.lg.jp/kurashi/register/c1093/5725

執行機関名 由利本荘市長

知事等(教育委員会)が行う保育所保育料の減免・免除に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	由利本荘市保育の利用に関する規則による保育料の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		由利本荘市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第1の項 由利本荘市保育の利用に関する規則による保育料の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号） 第1条	由利本荘市すこやか子育て支援事業費支給要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は由利本荘市において実施する、すこやか子育て支援事業について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		由利本荘市保育の利用に関する規則 由利本荘市すこやか子育て支援事業費支給要綱 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 子ども子育て支援法 由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例 由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する規則